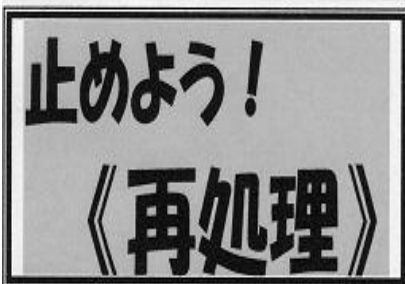


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理 / 岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2021(令和 3年)
 10月 8日
 第224号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636

《再処理工場高レベル廃液の重大事故》



国際原子力機関(IAEA)基準は 「高レベル廃液貯槽破裂」とあり

日本の再処理規則は 「蒸発乾固」とする

どちらが正しい?

蒸発乾固で収束出来れば小事故
 乾固物の溶融、揮発、爆発こそが**大事故**

再処理安全質問主意書を提出
 私たち三陸の海岩手の会は、本年の通常国会で福島みずほ参議院議員を通じて政府・原子力規制委員会に六ヶ所再処理工場の重大事故の防止について質問主意書を二回にわたり提出し、その後も関連質問書を担当部署へ二通提出しました。
 質問の趣旨は「約二二〇立方メートル溜まっている超危険な高レベル放射性廃液の重大事故防止」です。その経緯は天恵の海第二一九号・二二〇号で報告しました。
日本の再処理規制は IAEAの基準を隠して制定
 日本全国の原発の使用済み核燃料を集めて化学処理する再処理工場は、膨大な放射性物質を扱い、万が一にも高レベル廃液が事故を起こせば、日本全土、更には北半球に及ぶ被害をもたらす可能性があります。私たちは政府・事業者の細心・真剣な安全策を期待し、質問を繰り返しました。しかし分ったことは、「日本の再処理管理規則はIAEA重大事故基準(高レベル廃液貯槽破裂)を隠して制定されていた」という重大な背信の事実でした。

今回わかったIAEAと日本の規制基準(再処理規則)の違いは、電源喪失などで高レベル廃液貯槽の冷却が喪失した場合の廃液の重大事故の定義についてです。放射能の自己崩壊熱による廃液の沸騰、蒸発乾固までが日本の基準。しかしさらに冷却が持続出来ない、乾固物の溶融、揮発、もしくは硝酸塩爆発による高レベル廃液貯槽の破裂が考えられます。これがIAEAの重大事故基準です。
政府答弁書にあった IAEAの基準
 「原子力規制委員会第一五回原子力災害事前対策チーム会合(二〇一六年一月)参考資料4」に「IAEA基準」の引用がありました(下の囲み参照)。そこには再処理工場の重大事故として「大容量液体貯槽の破裂(蒸発乾固)」と

記されていたのです。しかし破裂について全く議論がなされていませんでした。今回の回答で規制委員会は、大容量廃液貯槽とは高レベル廃液貯槽のことであると認めました。

日本政府の背信行為
 国はIAEAの基準「高レベル廃液貯槽の破裂」を知っていないながら隠し、再処理規則には「蒸発乾固」のみとし、過少評価したことがわかりました。

第15回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合
 (2016.11.25)資料4-3 - (ndl.go.jp)
再処理施設の防護措置
 「IAEA 基準では再処理施設の災害対策上のハードを ①臨界事故、②大規模災害又は爆発(水素爆発など)、③**大容量液体貯槽の破裂(蒸発乾固)** ④使用済み燃料貯蔵設備の事故と定めている」

**再処理工場
 重大事故**

《大型の液体貯蔵タンクが
 破裂すると重篤な
 確定的影響の放射能汚染》

□ IAEA Arrangements for Preparedness for a Nuclear or Radiological Emergency (IAEA 核あるいは放射線の緊急時の準備と段取り)

□ Reprocessing of spent fuel (使用済み燃料の再処理)

□ TABLE 6. TYPICAL THREAT CATEGORIES OF PRACTICES (cont.)
 (表 6 実践上の典型的な脅威区分< 続き>)

• Threat summary (脅威の概要) (注1: 「安全指針」 p 6 8)
 Ruptures of large liquid storage tanks could result in contamination that would warrant extensive intervention. This will be a function of inventory and volatility.

大型の液体貯蔵タンクの破裂は、広範な介入を必要とする汚染を生じさせるであろう。これは含有放射能とその揮発放射能の作用による。

• Typical threat category^a 1 or II or III^{*2} (注2: 「安全指針」 P 2 7)

(表 4 施設および行為の緊急事態脅威区分を判断するために推奨される基準)
 脅威区分 I: 施設外に重篤な確定的影響をもたらす、放射性物質を有する施設。
 脅威区分 II: 敷地外に緊急防護措置をとることを正当化する放射性物質を有する施設。
 脅威区分 III: 敷地内に緊急防護措置をとることを正当化する放射性物質を有する施設。

**IAEAの 重大事故基準を取り入れ
 日本の再処理審査をやり直せ!**

IAEA基準
 英文原典の所在を問う
 原子力規制委員会へ
 質問書提出し回答得る

福島議員は政府答弁書に開わり確認のため、再処理工場の重大事故の IAEA 基準の原典の所在について、原子力規制委員会へ二回にわたり質問書を提出し回答書を得ました。IAEA 基準の原文所在は「IAEA 安全指針 No. GS-G-2.1」という書類であるとの回答でした(上の囲み参照)。

大型貯蔵タンクが破裂すると...

IAEA 再処理工場の「安全指針」には、「大型貯蔵タンクが破裂すると、広範な介入を必要とする汚染が生じるだろう。その脅威区分は I または II または III。施設外に重篤な確定的影響をもたらす放射性物質を有する施設である」と書かれています。日本の再処理規則の「蒸発・乾固」はなく、「高レベル放射性タンクの破裂」となっていたのです。この IAEA 文書には「脅威区分の基準」が

あり、六ヶ所再処理工場の使用済み核燃料プールの区分 I に該当し、さらに高レベル廃液の含有放射能の計算(安全指針 p 79 附属表 III)から高レベル廃液貯槽も区分 I に該当することがわかりました。

住民避難計画の PAZ (予防措置区域) を新設し、UPZ (緊急防護措置計画区域) を拡大せよ!

この区分には重大な意味があります。IAEA 基準によるならば、六ヶ所再処理工場の PAZ (予防防護措置区域: 現在なし) を半径三(五)メートルに、UPZ (緊急時防護措置計画区域: 現在半径五(十)メートル) を五(三〇)メートルに変更する必要があります。

今回の総選挙で、原発・核燃再処理を争点にしよう

私たちがもつともおそれている再処理工場の高レベル放射性廃液貯槽の事故について旧西ドイツ政府は一九七六年に再処理工場重大事故評価を行いました。事故が起これば国民の半数死亡という恐ろしいシミュレーション結

果でしたが、この事実が報道されると西ドイツでは再処理工場反対の声が盛り上がり再処理工場建設を中止させました。私たちが再三にわたって、再処理工場は危険であると主張し、貯槽事故のシミュレーションを要求してきました。しかしいつも政府や事業者の回答は「(法に則り)蒸発乾固の評価をしている」というものでした。日本政府は「福島原発事故の教訓により起こる可能性のある事故はすべて評価する」として「世界一の安全基準でもって審査してきたはずで、貯槽事故が「蒸発乾固」で収まるとの楽観的予測には合理的根拠がありません。最悪事態を想定し安全審査をやり直すべきです。

《再処理・岩手の環境》所収
[210916QA&C.pdf \(coocan.jp\)](https://www.coocan.jp/210916QA&C.pdf)
『IAEA基準を隠し、高レベル廃液重大事故を過少評価して来た国』
 福島みずほ議員の質問主意書、質問書から見えてきたこと
 (質問書・回答書の経緯と分析)